

渋谷区告示第251号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、恵比寿フラワーホームマンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第1項の規定により、次のように告示する。

令和3年8月16日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称
恵比寿フラワーホームマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
(1) 名 称 恵比寿フラワーホーム
(2) 敷地の区域 東京都渋谷区東三丁目1番12
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
東京都渋谷区東三丁目1番12、1、3
- 4 事業施行期間
マンション建替組合設立認可の日から令和7年12月まで
- 5 事務所の所在地
東京都新宿区四谷三丁目12番地 株式会社UG都市建築内
- 6 設立認可の年月日
令和3年8月16日
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限
令和3年9月14日